

福祉交流施設条例（平成6年岩手県条例第50号）第6条第2項の規定により、ふれあいランド岩手の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 体育施設の個人利用料金

区 分	単 位		児童、生徒及び学生	一 般
プール	普通使用	1回につき	円 290	円 540
		5回につき		2,550
	回数使用	11回につき		5,200
体育館	1回につき		60	120
トレーニングルーム	普通使用	1回1時間までごとに	190	410
		5回につき		1,900
	回数使用	11回につき		3,850
陸上競技場	1回につき		60	120
アーチェリー場	1時間までごとに		60	120

2 体育施設の貸切利用料金

(1) プール

区 分		単 位	10時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	10時から 17時まで	13時から 21時まで	10時から 21時まで
全面使用	児童、生徒及び学 生		円 10,950	円 21,870	円 27,350	円 32,840	円 49,260	円 60,210
		1時間までごとに	5,470	5,460	6,830			
	一般		21,870	43,790	54,740	65,670	98,520	120,430
		1時間までごとに	10,930	10,940	13,680			
区分使用（ 1コース）	児童、生徒及び学 生		1,830	3,690	4,590	5,530	8,270	10,090
		1時間までごとに	910	920	1,140			
	一般		3,690	7,370	9,130	11,080	16,560	20,240
		1時間までごとに	1,840	1,840	2,280			

備考1 10時前に使用する場合は又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、

その超える時間1時間につき、10時前及び10時から12時までのときは10時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに全面使用する場合における利用料金の額は、10時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに区分使用（1コース）する場合における利用料金の額は、10

時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

(2) プール以外の施設

区 分			単 位	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
体育館	全面使用	児童、生徒 及び学生		円 1,980	円 2,590	円 3,280	円 4,590	円 5,870	円 7,850
			1時間までごとに	660	640	820			
		一般		3,940	5,180	6,550	9,130	11,750	15,700
			1時間までごとに	1,310	1,290	1,630			
	区分使用 (半面)	児童、生徒 及び学生		1,010	1,280	1,620	2,300	2,920	3,940
			1時間までごとに	330	320	400			
		一般		2,040	2,590	3,280	4,630	5,870	7,910
			1時間までごとに	680	640	820			
	区分使用 (4分の 1面)	児童、生徒 及び学生		540	660	800	1,220	1,490	2,040
			1時間までごとに	180	160	200			
		一般		1,090	1,350	1,620	2,440	2,990	4,080
			1時間までごとに	360	330	400			
第1卓球 室	全面使用	児童、生徒 及び学生		1,830	2,440	3,060	4,290	5,530	7,370
		一般		3,690	4,900	6,140	8,610	11,080	14,760
	区分使用	児童、生徒 及び学生		1時間までごとに1台ごとに190円					
		一般		1時間までごとに1台ごとに410円					
第2卓球 室	児童、生徒及び学生			1時間までごとに340円					
	一般			1時間までごとに660円					
陸上競技 場		児童、生徒及び学生		円 1,490	円 1,980	円 1,980	円 3,470	円 3,940	円 5,450
			1時間までごとに	490	490	490			
	一般			2,990	3,940	3,940	6,970	7,910	10,950
			1時間までごとに	990	980	980			
テニスコ ート	全面使用	児童、生徒 及び学生		7,370	9,850	9,850	17,250	19,710	27,080
		一般		14,760	19,710	19,710	34,460	39,400	54,200
	区分使用	児童、生徒 及び学生		1時間までごとに1面ごとに590円					
		一般		1時間までごとに1面ごとに1,220円					
ゲートボ ール場	全面使用	児童、生徒 及び学生		円 1,620	円 2,170	円 2,170	円 3,820	円 4,360	円 6,010
		一般		3,280	4,360	4,360	7,630	8,760	12,060
	区分使用	児童、生徒		1時間までごとに1面ごとに290円					

		及び学生							
		一般		1 時間までごとに 1 面ごとに540円					
アーチェリー場	児童、生徒 及び学生			円	円	円	円	円	円
				800	1,090	1,090	1,890	2,170	2,990
	一般	1 時間までごとに		260	270	270			
				1,620	2,170	2,170	3,820	4,360	6,010
		1 時間までごとに		540	540	540			

備考 1 9 時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間 1 時間につき、9 時前及び 9 時から 12 時までのときは 9 時から 12 時までの、12 時から 17 時までのときは 13 時から 17 時までの、17 時後のときは 17 時から 21 時までの利用料金の額の時間割計算による額の 150 パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。

2 児童、生徒及び学生又は一般が 1 時間までごとに体育館を全面使用する場合における利用料金の額は、9 時から 12 時まで、13 時から 17 時まで及び 17 時から 21 時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 児童、生徒及び学生又は一般が 1 時間までごとに体育館を区分使用（半面）する場合における利用料金の額は、9 時から 12 時まで、13 時から 17 時まで及び 17 時から 21 時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

4 児童、生徒及び学生又は一般が 1 時間までごとに体育館を区分使用（4 分の 1 面）する場合における利用料金の額は、9 時から 12 時まで、13 時から 17 時まで及び 17 時から 21 時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

5 児童、生徒及び学生又は一般が 1 時間までごとに陸上競技場を使用する場合における利用料金の額は、9 時から 12 時まで、13 時から 17 時まで及び 17 時から 21 時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

6 児童、生徒及び学生又は一般が 1 時間までごとにアーチェリー場を使用する場合における利用料金の額は、9 時から 12 時まで、13 時から 17 時まで及び 17 時から 21 時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 会議室等の貸切利用料金

区 分	9 時から 12 時 まで	13 時から 17 時 まで	17 時から 21 時 まで	9 時から 17 時 まで	13 時から 21 時 まで	9 時から 21 時 まで
第 1 会議室	円 1,760	円 2,300	円 2,990	円 4,080	円 5,310	円 7,110
第 2 会議室	1,760	2,300	2,990	4,080	5,310	7,110
第 1 教養室	1,490	2,040	2,590	3,540	4,630	6,140
第 2 教養室	1,090	1,350	1,760	2,440	3,140	4,210
第 1 研修室	1,620	2,170	2,730	3,820	4,900	6,550
第 2 研修室	2,040	2,590	3,280	4,630	5,870	7,910
第 3 研修室	2,040	2,590	3,280	4,630	5,870	7,910
創作室	1,620	2,040	2,590	3,690	4,630	6,280
陶芸室	1,890	2,590	3,280	4,500	5,870	7,770
音楽室	2,040	2,730	3,400	4,770	6,140	8,200
調理実習室	2,440	3,140	3,940	5,600	7,110	9,560
こども広場	1,760	2,300	2,990	4,080	5,310	7,110

備考 9 時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その

超える時間 1 時間につき、9 時前及び 9 時から 12 時までのときは 9 時から 12 時までの、12 時から 17 時までのときは 13 時から 17 時までの、17 時後のときは 17 時から 21 時までの利用料金の額の時間割計算による額の 150 パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。

4 ふれあいホールの貸切利用料金

区 分		9 時 から 12 時まで	13 時 から 17 時まで	17 時 から 21 時まで	9 時 から 17 時まで	13 時 から 21 時まで	9 時 から 21 時まで
入場料等を徴収しない場合		円 4,080	円 5,450	円 6,810	円 9,560	円 12,300	円 16,410
入 場 料 等 を 徴 収する場合	興行として行うものでない場合	6,140	8,200	10,240	14,370	18,440	24,620
	興行として行うものである場合	12,300	16,410	20,520	28,720	36,950	49,260

備考 1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 9 時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間 1 時間につき、9 時前及び 9 時から 12 時までのときは 9 時から 12 時までの、12 時から 17 時までのときは 13 時から 17 時までの、17 時後のときは 17 時から 21 時までの利用料金の額の時間割計算による額の 150 パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。

表 2 附属の設備の利用料金

区 分			単 位	利用料金
屋外照明設備	テニスコート	全面使用		実費を基準として知事が定める額
		区分使用		
	アーチェリー場	貸切使用		
ふれあいホール	照明設備		1 式 1 時間までごとに	円 960
	音響設備		1 式 1 時間までごとに	660
	グランドピアノ		1 式 1 時間までごとに	1,090

2 利用料金の適用年月日

令和 7 年 4 月 1 日